

相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について

※毎月25日(土・日・祝日の場合はその前日)までに農業委員会までご提出ください。

No.	書類	提出部数	備考
1	相続税の納税猶予に関する適格者証明書 証明願 (別紙 特例適用農地等の明細書) ※証明願に押印するため、念のため印鑑もお持ちください。	2部	1部 税務署提出用 1部 農業委員会控え
添付書類			
2	①土地の登記事項証明書(全部事項証明)又は写し 又は ②固定資産評価証明書又は写し	1部	①と②のどちらか一方を添付 (①法務局) (②市役所課税課)
3	戸籍謄本	1部	相続人及び被相続人の関係がわかるもの 被相続人の死亡確認ができるもの (市役所市民課)
4	住民票	1部	相続人の住民票 (市役所市民課)
5	案内図	1部	動態図等に申請地を色枠で明確に表示
6	公図の写し	1部	申請地を色枠で明確に表示 (法務局)
以下、該当する方のみご提出ください			
7	遺産分割協議書の写し(印鑑証明書の写しも含む)	1部	相続登記済でない場合に添付
8	地積測量図	1部	一筆のうちの一部について適用を受けようとする場合に添付
9	農業経営の実態証明	1部	相続人が他市町村に居住の場合に添付 (居住地の農業委員会)
10	委任状	1部	申請等を代理人が行う場合に添付

※ 証明書類は発行から3ヶ月以内のものを添付して下さい。

※ 証明書発行手数料 300円